

広島県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
門田医院	呉市吉浦東本町一丁目一番六号	平成二十五年一〇月五日
谷本医院	呉市吉浦宮花町七番一号	平成二十五年九月三〇日
松本歯科医院	三原市東町二丁目三番二号	平成二十五年九月三〇日
海田歯科医院	三原市港町一丁目二番一四号	平成二十五年一〇月五日
こころ薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番三二〇号	平成二十五年七月三十一日